

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認中国地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの 4 件

厚生年金関係 4 件

(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの 2 件

国民年金関係 1 件

厚生年金関係 1 件

中国（岡山）厚生年金 事案 3162

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間②から④までに係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における当該期間の標準賞与額に係る記録を、平成19年7月19日は7万1,000円、同年12月15日は7万円、20年7月10日は9万円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人の申立期間②から④までに係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和55年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成18年12月11日
② 平成19年7月19日
③ 平成19年12月15日
④ 平成20年7月10日

私がA社に勤務していた時の平成18年12月、19年7月、同年12月及び20年7月に支給された賞与に係る記録が無いので、年金記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間②から④までについて、申立人と同じ職種であったとする複数の同僚から提出された平成19年夏季、同年冬季及び20年夏季と表記された賞与明細表により、当該同僚は、いずれの期間においてもA社から賞与が支給され、当該賞与から厚生年金保険料が控除されていたことが確認できる。

また、前述の同僚から提出された給与明細表、賞与明細表及び源泉徴収票により、控除されている厚生年金保険料は、当該同僚の標準報酬月額又は標準賞与額に基づいていることが確認できることから、オンライン記録における申立人の平成19年及び20年の標準報酬月額に基づく社会保険料額と、B市から発行された申立人に係る平成20年度及び21年度市民税・県民税所得課税証明書の社会保険料控除額を検証したところ、算出される額は、申立期間②は7万1,000円、申立期間③は7万円、申立期間④は9万円の標準賞与

額に見合う厚生年金保険料額であることが推認できる。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人は、A社から申立期間②は7万1,000円、申立期間③は7万円、申立期間④は9万円の賞与の支払を受け、当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人の申立期間②から④までに係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は不明としており、ほかに保険料の納付について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、明らかでないとは判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が、申立てどおりの賞与額に係る届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

- 2 申立期間①について、申立人が所持する平成18年11月分の給与明細表及び同年分給与所得の源泉徴収票により当該期間の社会保険料控除額を検証したところ、申立人は、当該期間にA社から3万円の賞与が支給されていたことが推認できるものの、同年中に申立人に支払われた給与から控除されたと推認できる社会保険料控除額の合計額は、源泉徴収票に記載された社会保険料等の金額と一致していることから判断すると、当該賞与に係る厚生年金保険料は控除されていなかったと考えられる。

また、A社は、「当時の資料が残っていないので詳細は不明である。」と回答している上、申立人も、賞与明細書等の資料を所持していないことから、申立人の申立期間①における当該賞与に係る厚生年金保険料控除の状況について確認することができない。

このほか、申立人が申立期間①の賞与に係る厚生年金保険料を賞与から控除されていたことをうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が申立期間①について、厚生年金保険料を事業主により当該賞与から控除されていたと認めることはできない。

中国（岡山）厚生年金 事案 3163

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間②から④までに係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における当該期間の標準賞与額に係る記録を、平成20年7月8日は17万3,000円、同年12月17日は19万3,000円、21年7月8日は20万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人の当該期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和52年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成19年12月11日
② 平成20年7月8日
③ 平成20年12月17日
④ 平成21年7月8日

私がA社に勤務していた時に支給された申立期間①から④までの賞与の記録が無いので、年金記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された申立期間②から④までに係る賞与明細書、平成21年及び22年賃金台帳一覧、並びに申立人から提出された当該期間に係る申立人名義の預金取引明細表により、申立人は、当該期間において同社から賞与を支給され、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立人の申立期間②から④までに係る標準賞与額については、上記の諸資料において確認できる厚生年金保険料控除額から、平成20年7月8日は17万3,000円、同年12月17日は19万3,000円、21年7月8日は20万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立期間②から④までに係る健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届を社会保険事務所（当時）に提出しておらず、保険料を納付していな

かったことを認めていることから、社会保険事務所は、申立人の当該期間に係る標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

一方、申立期間①については、当該期間に係る上記の諸資料により、申立人は、当該期間においてA社から賞与が支給されていたことは確認できる。

しかしながら、申立期間①に係る賞与明細書の厚生年金保険料控除欄には控除額の記載は無く、当該明細書の「銀行振込B」欄に記載された金額は、当該期間に係る申立人名義の預金取引明細表の入金額と一致している上、平成19年賃金台帳一覧における同年の社会保険料控除総額は、同年に支給された給与及び賞与の社会保険料控除額の合計と一致することから判断すると、申立人は、当該賞与から厚生年金保険料は控除されていないものと考えられる。

また、A社は、「提出した諸資料を含め関係資料を確認したところ、厚生年金保険料を控除していない理由は不明であるが、申立人の申立期間①に支給した賞与から保険料は控除していない。」と回答している。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が申立期間①の賞与に係る厚生年金保険料を事業主により当該賞与から控除されていたと認めることはできない。

中国（山口）厚生年金 事案 3164

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における申立期間の標準賞与額に係る記録を2万5,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人の申立期間に係る標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和54年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成19年8月10日

私は、平成19年8月にA社から支給された夏期賞与から厚生年金保険料が控除されていたが、当該賞与に係る厚生年金保険の記録が無いので、年金記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、「19年、金一封」と表記された給料支払明細書を提出しており、当該明細書は、平成19年8月にA社から支給された夏期賞与の明細書であるとしているが、当該明細書には、事業所名及び支給時期の記載が無い。

しかしながら、当該明細書は、i) A社の所在地、事業所名及び代表者名の印が押された申立人が所持する平成19年1月から同年3月までの給料支払明細書と様式が一致していること、ii) 申立人が所持する同年1月から同年6月までの期間及び同年8月から同年10月までの期間に係る給料支払明細書には支給額に係る手当の額が記載されているが、上述の「19年、金一封」と表記された給料支払明細書には手当の額の記載が無いこと、iii) 申立期間に被保険者記録がある6人の同僚に照会したところ、回答のあった3人は、「A社から支給された賞与において、支給年の記載がされた『金一封』表記の明細書が交付されたことがあったので、平成19年の夏期賞与の支給において、同社が申立人に『19年、金一封』表記の明細書を交付することはあったと考えられる。」と供述していることから判断すると、同社が同年8月に申立人に支給した夏期

賞与の明細書であったと推認できる。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間において、A社から賞与を支給され、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたものと認められる。

また、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、標準賞与額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額又は申立人の賞与額のそれぞれに基づく標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立人の申立期間に係る標準賞与額については、上記の給料支払明細書において確認できる賞与額から、2万5,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人の申立期間に係る標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、当時の賃金台帳等の資料を保管していないため不明であるとしており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの賞与額に係る届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

中国（広島）厚生年金 事案 3165

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B事業所における申立期間の標準賞与額に係る記録を20万2,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人の申立期間に係る標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 55 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 18 年 7 月 7 日

私がA社B事業所に勤務していた際に支給された賞与のうち、平成18年夏期賞与に係る厚生年金保険の記録が無いので、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された申立人が所属していた同社B事業所の部署名称が記載されている申立期間の賞与明細書及び申立人の取引銀行から提出された申立期間に係る申立人名義の普通預金元帳から判断すると、申立人は、申立期間において同社B事業所から賞与を支給され、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立人の申立期間に係る標準賞与額については、上記の賞与明細書において確認できる厚生年金保険料控除額から、20万2,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人の申立期間に係る標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明であるとしており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、明らかでない判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの賞与額に係る届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和36年4月から43年3月までの期間、同年11月から46年3月までの期間及び58年4月から60年3月までの期間の国民年金保険料については、免除されていたものと認めることはできない。

また、申立人の昭和43年11月から44年5月までの期間、46年9月から47年3月までの期間及び48年4月から同年9月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

さらに、申立人の昭和43年4月から同年10月までの期間、46年4月から58年3月までの期間及び60年4月から61年3月までの期間に係る国民年金の記録を訂正する必要は認められない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和13年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和36年4月から61年3月まで
② 昭和43年11月から44年2月まで
③ 昭和44年3月から同年5月まで
④ 昭和46年9月から47年3月まで
⑤ 昭和48年4月から同年9月まで

私の年金記録について、平成24年にA市へ問い合わせたところ、同市から送付されてきた文書には、「昭和36年4月1日から昭和61年3月31日までは国民年金に任意加入（本人の希望により加入）となっていました。」と記載されていることから、前夫と婚姻していた昭和36年から38年頃に通院していたB病院（A市）が、同市において、私に代わって国民年金の任意加入及び国民年金保険料の免除申請に係る手続きを行っていたと考えられ、現在、年金事務所で管理されている基礎年金番号の記録とは別の記録として、旧姓で申立期間①に係る国民年金の加入記録があるはずである。

申立期間②については、居住していたC市（現在は、D市）E町の自治会の集金人に、申立期間③については、居住していたF市G町の自治会の集金人に、それぞれ自分一人分の国民年金保険料を納付したにもかかわらず、当該期間が未納とされている。

申立期間④及び⑤については、居住していたF市H町において、借家の家主が、家賃と一緒に夫婦二人分の国民年金保険料を集金し、同市に納付していたのに、当該期間は申請免除の期間のままとされている。

全ての申立期間について、調査の上、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

- 1 申立期間①について、申立人の国民年金手帳記号番号は、申立人が所持する国民年金手帳に記載された発行日及び国民年金記号番号払出簿に記載された払出日等から、昭和43年5月にC市において払い出され、この頃に申立人の国民年金の加入手続きが行われ、強制加入被保険者として、42年9月1日に遡って国民年金の被保険者資格を取得したことが確認できることから、同日より前の期間は未加入期間である。

また、上記国民年金手帳記号番号は、申立人に係る基礎年金番号とされているところ、申立人は、基礎年金番号の記録とは別の記録として、旧姓で申立期間①に係る国民年金の加入記録があるはずであると主張しているが、オンライン記録による申立人の旧姓を含む氏名検索及び国民年金手帳記号番号払出簿検索システムによる調査を行っても、上記手帳記号番号が払い出される前に申立人に別の記号番号が払い出された形跡は見当たらない。

さらに、改製原戸籍によると、申立人は、昭和35年12月から37年12月まで前夫と婚姻しており、前夫は当該期間において厚生年金保険に加入していることから、申立期間①の始期である36年4月から37年11月までは、申立人の国民年金は任意加入対象期間であることがうかがえ、申立人が主張するように、申立期間①を通じて国民年金に任意加入していたとすれば、制度上、免除申請を行うことはできない期間である上、申立期間①は300か月と長期間であり、この間に、申立人は5つの異なる市に居住していたことから判断すると、このような長期にわたり複数の行政機関が国民年金の事務処理を連続して誤るとは考え難い。

加えて、申立人は、A市から送付された文書に「昭和36年4月1日から昭和61年3月31日までは国民年金に任意加入（本人の希望により加入）となっていました。」と記載されていたと主張しているが、同市は、「当市は、申立人に対し、『昭和36年4月1日から昭和61年3月31日までは国民年金に任意加入（本人の希望により加入）となっていました。』と記載した文書を送付したことは無い。」と回答している上、申立人は、当該文書の必要な部分だけを切り取り、残りの部分は廃棄したとしていることから、申立人が受け取ったとする文書が、同市が発行した文書であったことを確認することができない。

その上、申立人は、申立期間①に係る国民年金の加入及び国民年金保険料の免除申請の手續に直接関与しておらず、申立人の主張する当該手續を行っ

たとするB病院は、「申立人が通院したとする当時の書類が残っていないため、申立人が当病院に受診していたか否かも不明であるが、そもそも、当病院が患者に代わって国民年金の免除申請等に係る手続を行うことは無い。」と回答している上、申立人は、同病院に通院していた期間は、A市に居住していた昭和36年から38年頃までであったとしており、その後も継続して同病院が免除申請の手続を行ったとする主張も不自然である。

このほか、申立期間①のうち、申立人に係る基礎年金番号での納付済期間及び申請免除期間を除く、昭和36年4月から43年3月までの期間、同年11月から46年3月までの期間及び58年4月から60年3月までの期間の国民年金保険料を免除されていたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)は無く、当該期間に係る保険料が免除されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が、申立期間①のうち、昭和36年4月から43年3月までの期間、同年11月から46年3月までの期間及び58年4月から60年3月までの期間の国民年金保険料を免除されていたものと認めることはできない。

2 申立期間②について、申立人は、居住していたC市E町の自治会の集金人に国民年金保険料を納付したとしているが、上述の国民年金手帳の昭和43年度国民年金印紙検認記録欄を見ると、昭和43年4月から同年10月までの各月欄には検認印が押されているが、申立期間②である同年11月から44年2月までの各月欄には検認印は押されておらず、昭和43年度の国民年金印紙検認台紙が切り取り線上にC市の契印を押された上で、切り離されていることから、当該期間の国民年金保険料は現年度保険料を収納する集金人には納付されていないことが確認できる。

一方、申立期間③について、申立人は、居住していたF市G町の自治会の集金人に国民年金保険料を納付したとしているが、改製原戸籍の附票によると、昭和44年5月27日までは住所地がC市であり、同市に住所があった期間において、申立期間③に係る保険料をF市にある国民年金の納付組織等が集めたとは考え難い上、同市へ転入後に納付する場合には、当該期間のうち、同年3月分は過年度保険料となるため、市区町村において収納することはできない。

また、社会保険事務所(当時)が作成した国民年金受付処理簿及びF市が管理する申立人の国民年金被保険者台帳によると、同市において、昭和45年12月3日に申立人に対して別の国民年金手帳記号番号が、36年4月1日を国民年金被保険者資格の取得日として払い出されており、当該払出時点までは、同市は、申立人を国民年金の被保険者として管理していなかったことがうかがえる上、当該台帳には、上述1の手帳記号番号がC市において申立人に払い出されていることが判明したことにより、昭和47年度中に重複取

消の処理が行われた^{じせき}事蹟が確認できるとともに、申立人に係る国民年金被保険者台帳（以下「特殊台帳」という。）には、昭和46年4月16日に同市を管轄する社会保険事務所からF市を管轄する社会保険事務所に当該特殊台帳を移管した旨の記載が確認できることから、申立期間③に係る国民年金保険料は納付されていなかったと考えるのが自然である。

さらに、上記特殊台帳には、申立期間②及び③に係る国民年金保険料は未納と記録されており、オンライン記録と一致している。

申立期間④及び⑤について、申立人は、当該期間を含む昭和46年9月から48年9月までの国民年金保険料は、居住していたF市H町の借家の家主が自治会の集金人であったことから、家賃と一緒に保険料を集金し、同市に納付していたと主張しているが、改製原戸籍の附票によると、申立人とその夫は、47年4月24日に同市G町から同市H町に住民票の住所地を異動していることが確認できることから、申立期間④である46年9月から47年3月までに係る保険料を同市H町の納付組織の集金人が集めたとは考え難い。

また、申立人は、オンライン記録等から、申立期間④及び⑤の間である昭和47年4月から48年3月までの国民年金保険料が納付済みであることが確認できる期間のうち、47年4月から同年6月までの期間、同年8月及び同年11月から48年1月までの期間に係る国民年金印紙代金払込預り書を所持しているものの、申立期間④及び⑤に係る預り書は所持しておらず、申立人が家賃の領収書として提出した46年9月から48年9月までの家賃集金日が確認できる「家賃金領収之通」には、保険料の集金に関する記載は見当たらない上、家賃の集金日と当該預り書の各納付日とは必ずしも一致していない。

さらに、F市の国民年金被保険者台帳及び特殊台帳には、申立期間④及び⑤は申請免除の記録となっており、当該記録はオンライン記録と一致している上、申立人が一緒に国民年金保険料を納付したとする申立人の夫も、当該期間は申請免除の記録となっている。

このほか、申立人が申立期間②から⑤までの国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、当該期間に係る保険料が納付されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が、申立期間②から⑤までに係る国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

- 3 なお、申立人の昭和43年4月から同年10月までの期間、46年4月から58年3月までの期間及び60年4月から61年3月までの期間に係る国民年金の記録では、当該期間は国民年金保険料が納付済み又は申請免除となっていることから、申立人の当該期間に係る国民年金の記録を訂正する必要は認められない。

中国（山口）厚生年金 事案 3166

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間①及び②について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 13 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 39 年 11 月 1 日から同年 12 月 2 日まで
② 昭和 42 年 8 月 31 日から同年 9 月 1 日まで

私は、昭和 39 年 11 月から 40 年 5 月まで A 社に、42 年 2 月から同年 8 月末まで B 社にそれぞれ勤務していたが、申立期間①及び②について厚生年金保険の加入記録が無いので、調査の上、年金記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、A 社の商業登記簿謄本によると、同社は平成 8 年 9 月に解散している上、当時の事業主は既に死亡していることから、申立人の勤務実態及び厚生年金保険料の控除等について確認することができない。

また、オンライン記録から、申立期間①において A 社における厚生年金保険の被保険者記録が確認できる複数の同僚に照会したところ、唯一申立人を覚えていると回答した同僚は、申立人の勤務した期間等は分からないとしていることから、申立人の勤務実態及び厚生年金保険料の控除等について供述を得ることができない。

さらに、申立人の A 社に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票には、昭和 39 年 12 月 2 日に厚生年金保険の被保険者資格を取得し、40 年 5 月 29 日に同被保険者資格を喪失したことが記録されており、当該記録はオンライン記録と一致している。

申立期間②について、B 社の商業登記簿謄本によると、同社は平成 8 年 6 月に解散している上、当時の事業主は既に死亡していることから、申立人の勤務実態及び厚生年金保険料の控除等について確認することができない。

また、オンライン記録から、申立期間②において B 社における厚生年金保険の被保険者記録が確認できる複数の同僚に照会したところ、回答を得られた唯

一の同僚は、申立人を覚えているとしているものの、申立人の給与から厚生年金保険料が控除されていたことをうかがわせる具体的な供述は得られない。

さらに、申立人のB社に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票には、昭和42年2月1日に厚生年金保険の被保険者資格を取得し、同年8月31日に同被保険者資格を喪失したことが記録されており、当該記録はオンライン記録と一致している。

このほか、申立人は、申立期間①及び②の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料を所持しておらず、ほかに保険料を控除されていたことをうかがわせる関連資料及び周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。